

自家調剤における調剤報酬請求の一部制限事項

(○は算定可、×は算定不可)

令和6年4月1日現在

調剤報酬の内訳		事業主本人またはその家族に対する自薬局での調剤(本店、支店間における調剤を含む)	本人	家族	
請 求 項 目	調剤基本料	調剤基本料 ※分割調剤を除く	○	○	
		分割調剤	×	×	
		地域支援体制加算	○	○	
		連携強化加算	○	○	
		後発医薬品調剤体制加算	○	○	
		薬剤調製料 内服薬・内服用滴剤・屯服薬・浸煎薬、湯薬、注射薬、外用薬	×	×	
	調剤技術料	無菌製剤処理加算	×	×	
		麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	×	×	
		時間外・深夜・休日加算	×	×	
		調剤料	夜間・休日等加算	×	×
			自家製剤加算	×	×
		計量混合調剤加算	×	×	
		嚥下困難者用製剤加算	×	×	
		外来服薬支援料加算	×	×	
	在宅患者調剤加算	×	×		
	薬学管理料	全ての項目が算定不可です	×	×	
使用薬剤料		○	○		
特定保険医療材料		○	○		